

とおかまち・つなん消防団員サポート制度実施要綱

平成 28 年 11 月 10 日
十日町地域広域事務組合訓令第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域防災力の中核として重要な役割を担う消防団を地域全体で応援することにより、消防団員が誇りを持って消防団活動に取り組むことができる環境を整備し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的として実施する、消防団員及びその同居の家族（以下「団員等」という。）に対し、店舗、企業、施設等（以下「店舗等」という。）がサービス等の提供を行うとおかまち・つなん消防団員サポート制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 この制度は、十日町地域広域事務組合が新潟県消防協会十日町地区支会（以下「地区支会」という。）、十日町市（以下「市」という。）及び津南町（以下「町」という。）と相互に協力し、実施するものとする。

(サポートショップに関する基本的な考え方等)

第 3 条 次条の規定に基づき登録を受けた店舗等（以下「サポートショップ」という。）は、第 1 条の趣旨に賛同し、十日町市消防団員、津南町消防団員及びそれらの同居の家族に自主的にサービス等を提供するものとする。

2 この要綱におけるサービス等とは、団員等が受けることができる記念品や飲食物の進呈、買い物ポイントの加算、利用料金及び商品価格の割引等をはじめとした各種サービスのことをいう。

(登録)

第 4 条 サポートショップに登録しようとする店舗等は、別記第 1 号様式によるサポートショップ登録申請書（以下「登録申請書」という。）を十日町地域広域事務組合管理者（以下「管理者」という。）に提出するものとする。

2 管理者は、登録申請書の内容を審査し、サポートショップに登録する。ただし、次に掲げる店舗等については登録を行わないこととする。

- (1) 各種法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者が経営するもの
- (3) 宗教活動又は政治活動に関するもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適当でないと認めるもの

(表示証の交付)

第 5 条 管理者は、サポートショップの登録を行ったときは、当該店舗等に表示証を交付する。

(表示証の表示)

第6条 サポートショップは、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

(1) サポートショップ内の見やすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページその他の広告
(消防団員証の提示)

第7条 団員等は、消防団員証の提示により、サポートショップからサービス等の提供を受けることができる。

2 サポートショップは、消防団員証を提示した団員に対して、その身分等を証明する書類の提示を求めることができる。

(サポートショップの公表等)

第8条 管理者は、サポートショップの名称、サービスの内容等について、ホームページ等により公表するものとする。

2 管理者及び地区支会は、市及び町と協力し、広報活動等を通じて、この制度に関し住民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(登録の変更・廃止)

第9条 サポートショップは、登録申請書に記載した内容を変更しようとする場合又は登録の廃止をしようとする場合は、あらかじめ、別記第2号様式によるサポートショップ登録変更・廃止届を管理者に提出するものとする。

(登録の取消し)

第10条 管理者は、サポートショップが事業を廃止したとき、偽りその他不正の手段により登録を受けたとき又はサポートショップの登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(表示証の返還)

第11条 第9条又は前条の規定により登録を廃止又は取り消されたサポートショップは、速やかに表示証を管理者に返還しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月5日から施行する。ただし、第7条の規定は、同年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月15日から施行する。